

# 米の品質低下に対応する融資制度を創設しました

《 農業振興資金（農業経営安定資金）特別融資枠 》

## 1 目的

猛暑等の影響による令和5年産米の品質低下により、収入が減少し資金繰りに支障をきたす農業者に対し、県、農協（市町村）等が協力して低利の資金を融資することにより、経営を支援します。

## 2 資金の使いみち

種苗、肥料、農薬等の購入資金、その他農業経営に必要な資金

## 3 本資金を借りることができる方

令和5年産米の生産者で、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の加入者

## 4 貸付条件等

(1) 貸付利率：0.40%

※市町村の利子助成により実質無利子となる場合があります。

(2) 貸付限度額：500万円以内

※ただし、水稻作付面積10aあたり10,000円が上限

(3) 貸付受付期間：令和5年12月15日（金）～令和6年6月30日（日）

(4) 償還期間：5年以内（うち据置期間2年以内）

※約定償還日は原則、毎年11月30日

(5) 融資機関：県内の各農業協同組合

## 5 その他

- ・別途、原則として富山県農業信用基金協会の債務保証料が必要となります。
- ・借入にかかる相談や必要な申込書等の詳細については、最寄りの農協、県（農林振興センター）、市町村にお問い合わせください。

まずは最寄りの農協へ  
お問い合わせください

### 《事務担当》

富山県 農林水産部 農業経営課 金融助成係  
Tel：076-444-3273

## 「収入保険」への加入をご検討ください！

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

※加入申請は、個人（保険期間1～12月）の場合は12月末まで、法人の場合は、事業年度開始月の前月末までです。詳しくは富山県農業共済組合（NOSAI とやま）へお問い合わせください。

NOSAI とやま

検索

